

2026年2月24日

各位

公正取引委員会からの勧告について

株式会社ティラド

本日、株式会社ティラド（以下、「当社」といいます）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます）に基づく勧告を受けました（以下、「本勧告」といいます）。

お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

1. 本勧告の概要

当社では、当社製品の一部部品の製造を下請法の適用対象となるお取引先様に委託しておりますが、当該部品等の製造に使用する当社所有の金型の中にはお取引先様に貸与しているものがございます。本勧告では、当社が当該金型等を用いる当該部品の発注を長期間行わないにも関わらず、お取引先様に無償で保管をさせていた行為につき、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されました。

本勧告において下請法違反とされた行為は、対象期間2024年1月1日から2025年12月11日、対象お取引先様43社、対象金型等4,311個です。当社は、対象お取引先様と協議のうえ、支払いに関する合意を取り交わし、2024年1月1日から2025年12月31日までの期間に対する金型等保管の費用に相当する額として、総額80,691,761円の支払いを実施済みであり、2026年2月2日公表の修正後の業績予想にも反映されております。したがって、今後の決算数値に与える影響はありません。また、既に不要となった金型等については、回収又は廃棄の対応も実施しているほか、保管が必要な金型等については、上記合意にもとづく保管費用の支払いを継続実施しております。

2. 当社の対応について

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において同様の問題が発生することがないように、本勧告に基づく取締役会決議を行うとともに、取適法（2026年1月に下請法が改正・改称されたもの）の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じ、また本勧告について役員及び従業員に周知徹底するなど、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

以上